

安全・安心まちづくりに向けた《多摩市》の取組状況

管轄する警察署〔多摩中央〕

自治体の担当部署〔総務部 防災安全課〕

中項目	小項目	制定 設置 実施	概 要	
生活安全条例	条例の制定	○	多摩市犯罪のない安全なまちづくり条例	
	推進協議会の設置	○	「多摩市安全安心まちづくり推進協議会」	
防犯パトロール関連の 施策	自治体職員によるパトロール	○	必要に応じて実施	
	警備業者等への外部委託			
	ボランティア活動助成	○	防犯資材を貸出、ボランティア保険等の助成	
	その他の取組み	○	市内業者の車輛にマグネットステッカー貼付	
犯罪情報の発信		○	CATV等、地域広報誌等(犯罪発生情報・防犯対策)、メール配信(不審者・防犯情報)	
犯罪に強い環境整備 の促進	道路			
	公園	○	植栽対策の強化	
	駐車場			
	街頭防犯カメラ	自治体による設置		
		助成制度		
都市計画への防犯対策の盛り込み				
犯罪に強い住宅の整備 促進	鍵の防犯対策補助金制度			
	その他			
子どもの安全確保				
	その他	○	教育委員会による犯罪情報FAX網、事件・不審者情報をメール配信、校内緊急連絡インターホンを設置(全市立小学校)、学校防犯カメラの設置(全小学校)、学校独自で刺股等配備、セーフティー教室(全小・中学校)の実施、地域安全マップの作製(全小・中学校)	
その他の取組み		○	事件・不審者情報をメール(PC・携帯)配信	

(注) 青字は23年度中に新規に実施又は実施予定のもの【平成23年4月現在】